

# 医療生協さいたま生活協同組合

## 生協小規模多機能ホーム大井

登録利用者用

### 【(介護予防)介護保険給付サービス利用料金】

	基本単位	利用料	利用者自己負担額		
			1割負担額	2割負担額	3割負担額
要支援1	3,438 単位	36,270 円	3,627 円	7,254 円	10,881 円
要支援2	6,948 単位	73,301 円	7,331 円	14,661 円	21,991 円
要介護1	10,423 単位	109,962 円	10,997 円	21,993 円	32,989 円
要介護2	15,318 単位	161,604 円	16,161 円	32,321 円	48,482 円
要介護3	22,283 単位	235,085 円	23,509 円	47,017 円	70,526 円
要介護4	24,593 単位	259,456 円	25,946 円	51,892 円	77,837 円
要介護5	27,177 単位	286,717 円	28,609 円	57,217 円	85,823 円

厚生労働大臣が定める1単位の単価 ふじみ野市 1単位 10.55 円

「通い」「訪問」「泊り」(介護費用分)すべてのサービスを含んだ1ヶ月単位の包括費用(定額)です。下記の料金表によってご契約者の介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください。「利用者負担金」は、**原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割・2割又は3割の額**です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

※利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護サービス計画において位置づけられた支給区分によって決まります。利用者の体調不良や状態の改善等により、サービスの利用が少なかった場合または多かった場合でも日割りでの割引・増額はいたしません。

### 【(介護予防)介護保険給付対象外の利用料金】

- 食事の提供 朝食 500 円 昼食 650 円 夕食 600 円
- 宿泊に要する費用 1泊 3000 円
- オムツ代(基本はご自身で持参された物をご利用いただきます)
- 日常生活用品(タオル、シャンプー等)は、(株)アメニティと別途ご契約いただいた上で、利用いただけます。アメニティとのご契約が無い場合は、日用品は全て持参となります
- そのほか実費利用料は以下の通りとなります。
  - ・レクリエーション費(個人を対象にしたレクリエーション必要経費)、交通費、入場料、材料費等
  - ・医療品費(個人が使用するもの) ・賽銭、個人の郵便・宅配などにかかる経費
  - ・個人記録の複写にかかる費用 ・その他上記以外の個人のために供する物品

○ 加算

			基本単位	利用料	利用者自己負担額			
					1割負担額	2割負担額	3割負担額	
	初期加算	1日につき (登録日より 30日のみ)	30単位	316円	32円	64円	95円	
	認知症加算	(Ⅰ) 1月につき	800単位	8,440円	844円	1,688円	2,532円	
		(Ⅱ) 1月につき	500単位	5,275円	528円	1,055円	1,583円	
	若年性認知症利用者受入加算		1月につき	800単位	8,440円	844円	1,688円	2,532円
	看護職員配置加算	(Ⅰ)	900単位	9,495円	950円	1,899円	2,849円	
		(Ⅱ)	700単位	7,385円	739円	1,477円	2,216円	
		(Ⅲ)	480単位	5,064円	507円	1,013円	1,520円	
	看取り連携体制加算		1日につき	64単位	675円	68円	135円	203円
	訪問体制強化加算		1月につき	1,000単位	10,550円	1,055円	2,110円	3,165円
	総合マネジメント体制強化加算		1月につき	1,000単位	10,550円	1,055円	2,110円	3,165円
	生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	100単位	1,055円	106円	211円	317円	
		(Ⅱ)	200単位	2,110円	211円	422円	633円	
	口腔・栄養スクリーニング加算		1回につき (6ヶ月に1回)	20単位	211円	22円	43円	64円
	科学的介護推進体制加算		1月につき	40単位	422円	43円	85円	127円
	サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	750単位	7,912円	792円	1,583円	2,374円	
		(Ⅱ)	640単位	6,753円	676円	1,351円	2,026円	
		(Ⅲ)	350単位	3,692円	370円	739円	1,108円	
	介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	1月につき	所定単位数(注)の102/1000の1割・2割・3割加算				
	介護職員等特定処遇改善加算 ※2024年7月以降	(Ⅰ)	1月につき	所定単位数の15/1000の1割・2割・3割加算				
	介護職員等特定処遇改善加算 ※2024年6月まで	(Ⅱ)		所定単位数の12/1000の1割・2割・3割加算				
	介護職員等ベースアップ等支援加算		1月につき	所定単位数の17/1000の1割・2割・3割加算				

(注)所定単位数とは…

((介護予防)小規模多機能型居宅介護費に記載された1ヶ月分の単位数)+(1ヶ月分に算定された全ての加算単位数)です。